

労働保険事務組合のお勧め！！

〒965-0872

会津若松市東栄町2番18号

一般社団法人 会津労働基準協会

TEL 0242-27-8511

FAX 0242-27-8609

労働保険（労災保険と雇用保険）の事務手続きは、労働保険の事務を専門に扱う労働保険事務組合への事務委託が便利です。この制度をご利用下さるようお勧めいたします。

労働保険事務組合とは

事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務（労働保険への加入手続きや、労働保険料の申告・納付の手続き、その他雇用保険の被保険者に関する手続き）などを事業主に代わって手続きを行います。

委託できる事務の範囲

- 概算保険料、確定保険料の申告・納付
- 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出
- 労災保険の特別加入の申請等に関する手続き
- 雇用保険の被保険者に関する届出等の手続き
- その他労働保険に関する諸手続き

労働保険事務組合に事務処理を委託すると次のような利点があります

- 労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので事務の手間が省けます。
- 労働保険料は、年度初めに概算で納付し、年度末になって確定申告するという仕組みになっております。この概算保険料は、40万円（労災・雇用のうち片方だけのときは20万円）に満たない場合は、7月10日までに全額納付しなければなりません。しかし、労働保険事務組合に委託している事業主は、金額にかかわらず3回に分割して納付することができます。
- 労災保険に加入することができない事業主や家族従事者なども、一定の条件のもとに、事務組合に委託していることを要件として、労災保険に特別に加入することができます。（本来、労災保険は、労働者の業務災害に対する補償を目的とした制度ですから、事業主・自営業者・家族従事者などは対象になりません。）

事務委託のできる事業主の範囲

- ・ 金融・保険・不動産・小売業では常時50人以下の労働者を使用する事業主
- ・ 卸売業・サービス業では常時100人以下の労働者を使用する事業主
- ・ 工場など上記以外の事業で常時300人以下の労働者を使用する事業主

労働保険事務組合・手数料等規程

(手数料等額)

第1条 規約第18条の手数料等額は、別表1に定めるところによる。

(手数料等の決定)

第2条 手数料等は、新規委託費(入会金)及び委託費(会費)並びに手数料(加算額)とする。

2 新規委託費(入会金)は、委託費(会費)1カ月分とする。

3 委託費(会費)は、所属労働者数をもって決定し、委託時の員数、以後は、前年度1カ月平均使用労働者数による。

4 手数料(加算額)は、概算保険料(加入年度)又は確定保険料に一定の比率を乗じたものとする。

(年度中途における加入)

第3条 年度中途に加入した場合は、その月より月割とする。

(年度中途における脱退)

第4条 年度中途に脱退した場合は、その期の納付した手数料等は、返還しない。また、未納の手数料等は、脱退後も納付しなければならない。

別表1 手数料等の別表は、次のとおりとする。

規模別 (労働者数・人)	会費(委託費・月)	規模別 (労働者数・人)	会費(委託費・月)	加算額(手数料・年)
1～4	1,000円	41～50	3,500円	概算保険料(加入年度)又は確定保険料の5%。但し、下限を1,000円とし、上限を20,000円とする。
5～10	1,500円	51～70	4,000円	
11～20	2,000円	71～100	6,000円	
21～30	2,500円	101～200	8,000円	
31～40	3,000円	201以上	10,000円	

※

事務組合番号

※この欄は、記入することございません。

事務処理				

労働保険事務組合 入会申込書

令和 年 月 日

労働保険事務組合に入会申込をいたします

事業場名

〒

所在地

事業主職氏名

印

TEL番号

FAX番号

労働者数

男性

名

女性

名

合計

名

事業の種類

一般社団法人 会津労働基準協会長 殿

※この欄は、記入することございません。

賃金締切日・支払日

日

当・翌月

日払い

適用事業所番号

労働保険番号

入会年月日	入会金	会費